

た場合、これがありましたから持つていらつしやい、こゝやるのが当然でしょう。それを請求しなければ渡さない。こういうような法律の規定の仕方があつてはどうか。そう言う、こゝおつしやるかもしれない。その場合においては、遺族が来たのだからちやんと返してやるんだと、それならば、なぜ法律をこのように不親切にこしらへるかというのであります。また、こゝおつしやる考えで、この法律をこしらへておきまして、末端に参りますと、やつてもやらなくてもいい、こゝいう考へ方になりがちなのであります。もつとこのこしらへ方を親切にすることができなかつたか。他方にこゝいう法律がありまして、世の中がかつて来ておるので、法律はできるだけ親切なこしらへ方にしたい。そのことを私は問題にしたいのであります。どうしてこゝでなければいけないのでありますか。

○關説明員 お尋ねの点は、もう少し親切にしてくれという御趣意でございまして、私はその御意見に對しましては、まことにその通りと考へてございまして、これをつくるにあたりまして、実は監獄法の五十七條等の規定が従前ございまして、實際の運用において、その規定の趣旨にのつとつてやつておりました、あまり問題も起きず今日まで参つたわけでございまして、なおこれ以外に、今考へてみますのに、民法の規定から申しますと、これは当然相続権者に行くわけでありまして、ところが相続人がどこにいるかわからない。しかし相続人以外の親類の者が来まして、それなら私が預かつて行きましよう。そういう場合にその者に便

宜お渡しする。しかし、さてそれがだれに歸属するかということ、民法の上で決めていたきたい。かような考へのもとに規定されておるものと、監獄法の規定を考へたのであります。大体その例にならぬとして、従来監獄法十数年間のいろいろの結果に徴して、問題が起らないからこの程度でよろうと考へてやつたわけでありまして、實際の運用におきましては、御趣旨の点は全部下の方に通知いたしまして、そのように運用いたしたいと存しておるわけでありまして。

○石川委員 次に少年法の一部を改正する法律案の二十七條の二の規定であります。この点についてお聞きいたします。これが保護処分を継続中に本人が年齢を満つておつたということが明らかになつたために、保護処分を取消す、こゝいう御説明があつたのであります。つまり二十二歳の成年が十八歳と偽つて、少年法に基く保護処分を受けたところ、あとで二十二歳であることが発見せられた場合には、保護処分を取消して今度は刑事手続に移つて行つて、刑事上の責任を負担しなければならぬ。そうすると先に受けましたところの保護処分は刑罰ではないけれども、身体自由の拘束を受けるという一つの苦痛を味わつてゐる。その責任は本人がそのまゝ背負わなければならぬものかといふことを伺つておきたい。

○關説明員 お尋ねの二十七條の二を設けるにつきましては、私どもとしても最も研究し、また議論の多かつた点でございまして、それでこれは提案理由の説明のときにすでに御説明申し上げたごとく、大体の考へ方といたしましては、刑事処分と保護処分とは違つて、保護処分を取消して、その者にもし刑事処分を科す必要があつて刑事処分を科し、いわゆる二重処罰規定の違反にはならない。こゝいう前提をとるわけでありまして、この点につきましては国内のいろいろの方面の意見も聞き、また外国あたりの法令も調べて、大体これではよろうといふので結論いたしましたのであります。次にたゞいまお尋ねの保護処分には相當の強制力があるのですが、その意味におきまして、人権を多少なりとも制限する作用があるといふのは、お説の通りであります。従つて保護処分を取消しまして、今度刑事処分をしたという場合、従来その者に加へた保護処分、特に人権を制限するところの強制的作用はどう考へるかといふ問題であります。そこで一つの考へ方といたしましては、かりにその者の刑事訴追をする場合には、従来科したところの強制力のある保護処分は十分に考慮すべしといふ意見がございました。ところが大体の考へ方の根本といたしまして、保護処分と刑事処分は違ふのだといふことの根本前提をとりまして、さらにこれを考慮すべしと書くのは、どうもまずいのではないかと考へざるを得なくなつたわけでありまして、そしてさらにその問題におきましては、刑事訴追の上でこれらの訴追は便宜主義になつておりまして、その刑の状況におきましては、裁判官の諸般の状況の中に考慮すべき事項でもありますから、過去に受けました強制力のある保護処分は、しんしやくされて処理するべきものであらうといふふうに法律上考へまして、この点についてはかような考へ

つばなしの処置にいたしましたのであります。○石川委員 そこで明らかにしておきたいのですが、そうしますとそのときの責任は本人にはなく、審判の方にあるのだから、あとの刑事裁判において考慮されなければならないと私は考へるのですが、その御趣旨ですか。

○關説明員 考慮されなければならないといふふうに考へるものでございまして、おそろく考慮されるであらう。その者の訴追、あるいは処断する上において、諸般の状況の一つとして考慮されるであらうと考へておるわけでありまして。

○石川委員 そこでですね。責任が本人にないといふとすれば、審判のときにあつた責任が考慮されなければならない。そうするとその責任が考慮されるであらうといふ点で、あなた方がおつしやる基本的人権が守られておりますか。

○關説明員 この点は二十七條の二におきまして、私ども最も苦心をいたした点でございまして、これは保護処分からいつて、本人がうそを言つたからといつて、それについて本人に責任があるといふふうにはちよつと申しかねるわけでありまして、やはり根本といたしまして、審判をする側いろいろな疎漏があつたと考へざるを得ないわけでありまして、それでこれを考慮しなければならぬといふふうに法文の上で書くかどうか、あるいはその他の規定において考へるかどうかといふ点であります。これは先ほど来申し上げておりますように、保護処分と刑事処分とは根本的に相違しておりますので、これを法文の上に書くといふことは、法律としてとるべきでないと思つて、

一応書かなかつたのですが、實際においてはこれはやはりほんとうに考慮すべきことであると考へるのであります。

○石川委員 考慮しなければならぬものであるといふように、どうしてもならなければならないのですが、考慮されなかつた場合はどうなりますか。

○關説明員 事案によりまして、あるいは考慮し、考慮されないといふいろいろなケースがそこに生ずると思つて、それが、それは事柄によりまして、法律的に申しますと違法といふ問題は生じないと思つております。やはりこゝういふことの不当といふ問題は考へられる余地はあるかと思つて、法律上はかりに考慮されなかつた場合があつても、それはそれだけの理由があつて考慮されなかつたということになるであらうと思つて。

○石川委員 これは當然考慮されなければならないのです。考慮されなければ、皆様が御苦勞なさつてゐるところの基本的人権は守られないといふことになりはしませんか。考慮されない場合は、そこに一応の理由があつたのでは済まなく、理由はしませんか。これは保護処分、審判所の方で誤つたのだから仕方がないといふことになる、一体どういふことになりますか。

○關説明員 今のお尋ねの点は、私どももいたしましては、少年法における保護処分は、若干の強制的な手続がありまして、その限りにおいてそれが人権の若干の制約になる。その点はその通りだと思つております。そうしますと、それをやつたあとにおいて全然考慮しないといふのは、人権の尊重上遺憾な点ではないかといふお話であり

ます。これは事件によりましては、まことにそのような場合があり得ると思ふのであります。そうかと申しまして、法律の建前からいいたしまして、刑事処分と保護処分とが、そこに本質的な相違があるという前提をとつてみますと、法律の上におきまして、それを同等の価値として考慮しなければならぬといふふうには書くのは、理論としては、法律的にそこに背理といふふうなものが考えられるので、非常に表現に困難を来すわけでありまして、そこで實際上においては、私は十分に考慮されるべきものと思ふのであります。しかし法律の上においては、それを考慮されなければならぬといふふうには書き得ないものではないかと考えているわけでございます。

○石川委員 そういふ救済の方法はどうかして書けなかつたということではあります。私も刑事処分と保護処分とは異なると思ひます。この立て方、法律の押え方は不賛成ではありませんが、その場合には、国家賠償法が入つてゐるか、国家賠償法による救済の余地はございませんか。

○關説明員 国家賠償法には、故意または過失といふことになつてゐるわけでありまして、それで審判をなした家庭裁判所の裁判官の処置が、故意はもとより認められないでしようが、はたして賠償法による過失として認められるかどうかという点は、今日審判の実際に行われてゐる少年のうその言ひ方と申しましようか、それに照し合せて該当する場合があるかどうか、私は非常に疑問に思つてゐるのであります。

○石川委員 もう一つ明らかにしておきます。刑事被告人が年齢をほんとうに言わなければならぬ責任がございまして、ほんとうに自分の年齢を言わなければならぬといふ法律上の責任を持つておられますか。

○關説明員 刑事訴訟法においては、被告人の場合においては、さういふ義務はないと思ふのであります。また少年法においても、進んで言わなければならぬといふ義務は、これは法律上は規定されてゐないと思ふのであります。しかしそれは法律を越えた上におきまして、その少年自身がやはり正直に言つて、裁判を誤らぬまいと思ひ、さういふある気持だけは、私どもとしてはぜひ少年にも望みたいと思つてゐるところであります。

○石川委員 その法律を越えて一つの責任を求めるといふことになると、何となく罪刑法定主義に基づく来るやうな気がいたします。法律上の責任がないといひまして、年齢をほんとうのことを言わなかつたとしたならば、その場合において、年齢がかく／＼であつたという誤りは、だれが責任を負うのでしようか。その場合に、故意か何かの過失がなければ、この誤つた審判は起らないのであります。その場合はどうなりますか。

○關説明員 この点は先ほども申し上げた点でございますが、やはり全体として、審判をする側において間違つたといふことになつてゐると思ひます。しかしこれからさういふあやまちが国家賠償法に言ふところの過失に當るかどうかといふ点については、私は非常に疑問を持つてゐるわけでございます。

○石川委員 国家機関のやるべき側が、その場合においてそれをただすべく厳密にやつたならば、明らかになり得べき場合であつたならば、それでもなお疑問でありますか。その注意は、法律を執行する側においては当然拂わなければならぬと思ひますが、どうなりますか。

○關説明員 實際に起ります、年齢を詐称するといふ事例を考えてみますと、たとえば朝鮮の少年であるとか、ないしは朝鮮の少年であるとか、または内地の少年においても、裁判所において少年鑑護所に少年の身柄を一応收容して審査する。そこに一定の期間があるわけでありまして、その期間には、現在認められてゐるところの各種の方法をもつて、さういふその年齢を正確に確定することはできない。それで一応本人の言ふことを真実なりとして送らなければならぬといふ事態になるわけでありまして、現在の許されてゐる通信方法、あるいは調査方法をもつては、その裁判所に認められてゐる期間内ではさういふ果し得ないわけでありまして、さういふやうなことで、年齢詐称をそのまゝ、どうも現在の審判の終局の段階においては、本人の言ふことがほんとうであるといふふうには認めざるを得ない傾向になつてゐるのであります。それでいかなる費用も、いかなる期間もかけてこれをやりますれば、そのほんとうのことも調査し得るかも知れませんが、現在の右申し上げたやうないろいろな制約のもとにおいては、どうしてもそこまでし得ない一つの事情があるわけでございます。さういふ次第から、いろいろ調査の結果、あらゆる方法を一応盡して、大体として、こ

の少年の言つてゐること以外にほんとうのことは確かめることができないといふやうな次第で、審判をいたしまして、やるわけでございます。そこでそのやうなことにによりまして、はたして国家機関において賠償法上の過失といふ点まで行けるかどうかといふ点が、非常に疑問があるわけでございます。

○石川委員 それでは最後に、この提案説明にありますが、かりに新たに刑事訴訟法を改定したとしても、その場合には十分にそれまでの保護処分を受けた事実はしんじやくされ、適切妥当に処置されるものであることは申すまでもありません。さういふことが、このやうな適切妥当の処置をされるために、この法案を離れて、一般裁判所では適用ありませんが、法務府でおやりになるならば何のこともありませんが、裁判所に入つた場合に、適切妥当な方法をどうして具現するとお考えになつておられますか。さらにこれを言ひますと、裁判権に対する干渉と言われるやうなことがあつてはたいへんでありまして、さういふ方法をおとりにするから、さういふ方法やつておくとさういふのであります。

○關説明員 お尋ねの点につきまして、檢察官がその少年を取扱ふ場合におきましては、さういふ点は十分に考慮するものと私は確信しております。また裁判所側におかれましては、おそれるやうな点は十分考慮いたしまして、処断の上に十分しんじやくされるといふふうには考えております。

○石川委員 私はこれで終ります。

○花村委員長 この際お諮りいたします。

○關説明員 お尋ねの点につきまして、檢察官がその少年を取扱ふ場合におきましては、さういふ点は十分に考慮するものと私は確信しております。また裁判所側におかれましては、おそれるやうな点は十分考慮いたしまして、処断の上に十分しんじやくされるといふふうには考えております。

○石川委員 私はこれで終ります。

○花村委員長 御異議なければこれを許可いたします。

○福田昌子君 私は最近の青少年の不良、浮浪また犯罪といふ傾向があまりにも激増の一路をたどつてゐるという状態にかんがみまして、本委員会におきまして、少年法及び少年院法の一部改正に關しまして、お願いのため、委員外の質問をお願いいたしました次第でございます。簡単に質問させていただきます。

私が御質問申し上げたいのは、ただいま申し上げましたやうな要旨がございまして、大体青少年の保護といふ意味におきまして少年法があり、児童福祉法があるのございしますが、それにもかかわらず、現状といふものは、犯罪少年は非常な増加の一路をたどつてゐる。さらにはまた青少年でありながらヒロポン中毒とか麻薬中毒、さういふ犯罪の一路をたどつてゐる現状にございまして、まずさういふ不良少年、浮浪児、また青少年の犯罪の現状といふたやうなものについて、の概略を御説明願ひたいと思ふのであります。それと、その不良少年の今日の特徵、またこれに対処するところの対策、さういふものを承らせていただきたいと思ひます。

○石川委員 私はこれで終ります。

○佐藤(蔵)政府委員 ただいまの御質問の御質問に對してお答え申し上げます。最近青少年の犯罪が非常に増加いたしました。その罪質もだん／＼悪質の傾向に向つておるといふことは、これは各種の資料を綜合して申し上げることができるとありますが、あいにく致の上で示すことができないのをはなはだ遺憾に存するのであります。御必要とあれば、またの機会に統計をもつてお示しすることができると思います。かように激増する、また悪質化して来た青少年の犯罪の原因について考へてみますと、これは遠くさかのぼつて大東亞戦争のころから養育された青少年が多いのでありますから、その当時の教育なりあるいは社会環境、また戦後における思想の混乱、一般の道徳觀念の低下といふようなことがおもなる原因となつておるだらうと思ふのであります。従つてこれが対策につきましても、ひとり犯罪の面を取締る私どもの手だけでは負えませんので、現在内閣に設けられております青少年対策協議会におきましても、法務府のほかは文部省、厚生省、労働省、警察関係、すべて関係官庁が協力いたしまして、総合的にこれを検討し、また対策を講じておるのであります。この対策につきましても、犯罪の起きた場合、あるいは不良化の青少年が発生した場合、單にこれを取締るといふだけではどうも間に合いませんので、さかのぼつて青少年に對する学校教育、家庭教育、また社会の教育においても、お互いに連絡してその責にあたるべきものではないかといふふうに考へております。

○福田昌子君 先ほど統計をお示しになつたとお話でございましたけれども、どうか統計のお示しをお願いいたします。重ねてお願い申し上げます。

○佐藤(蔵)政府委員 先ほど統計をお示しになつた犯罪少年の知能テストの結果がどのような状況であるかといふことを、厳格御説明願ひたいと思ひます。

○佐藤(蔵)政府委員 その点につきましても、犯罪少年の数を申し上げますと同時に、知能の専門的な統計ができておりますから、その際に申し上げますと思ひます。

○福田昌子君 先ほど結局不良少年の温度になるものは、今日までの教育とか、思想とか、道徳とか、あるいはまた一般社会環境といふお話でございまして、厚生省、労働省、文部省、そして内閣府と協議の上でその対策をとりた、またとつておるといふお話でございましたが、具体的にはどういふ対策をおとりになつていらつしやいますか、その具体的などころをお示し願ひたいと思ひます。

○佐藤(蔵)政府委員 ただいま申し上げました内閣に設けられておる青少年対策協議会、実は昨年衆議院並びに参議院で不良化する青少年あるいは犯罪化する青少年の対策について、政府が総合的に考慮せよといふ決議がございましたので、その決議の趣旨に基いて、青少年対策協議会といふものが内閣に設けられておるのであります。その協議会におきましては、設立以來幾たびか内閣各省の関係官が協議いたしました。そしてそれ／＼連絡を

す。これまでもつた対策をしましては、昨年の秋に各道府縣に連絡いたしました。青少年犯罪の防止について一般世間の認識を深めると同時に、青少年の犯罪予防について、その教育について推進いたしておるのであります。さらに本年の春において、第二回のそういう催しをいたしたいといふので、目下計画いたしておるのであります。なお研究の途上ではあります。青少年対策協議会において、各省の対策を打ち寄つてペンフレットを作成いたしました。この前の国会において皆様に御配付申し上げたように、研究の途上ではあります。けれども、一応の対策としてお示しすることができると思ふのであります。

○福田昌子君 三月の初めから一週間ほど青少年の保護施設訪問、名前は少し違ひますが、これもその一部のお仕事かと思つておるのでございしますが、そういったその週間に對する成績並びに大衆のこれに對する関心の程度、そういったことについての御説明を願ひたいと思ひます。

○佐藤(蔵)政府委員 ただいまお話の三月の初めに催された兒童福祉に関する催しであります。承りますれば、これは東京都において警視庁が主となつてさまざまな催しをしたといふことを聞いておるのであります。その催しの効果としてどのくらい世人に認識を深めたか、またそれによつて兒童の犯罪、あるいは不良化をどのくらい防止できたかといふような程度については、これは私の方では十分調べができておりません。

○福田昌子君 では先ほどお願い申し上げました不良少年、とくに浮浪兒が犯罪の一つの最もはなはだしき温床になつておりますが、そういった犯罪者の数、また知能状況、それからまたそのいつた週間の成績といふものを御報告願ひたいと思ひます。これは先ほど御質問申し上げたことに對する御答弁をお願いいたしますのであります。ヒロポン中毒、麻薬中毒といふものが青少年の間に相当に行われており、しかもこれらはまた犯罪の道に通ずるのであります。それらに對する御調査、対策を御説明願ひます。

○佐藤(蔵)政府委員 御承知のように、ヒロポン中毒の少年が非常にふえておるのであります。この点も統計をお示しする際に、その数をばつきり申し上げたいと思ひます。

○福田昌子君 刑政長官の御説明でございしますが、私は非常に了解に苦しみ、納得が行かないのでございします。あまり御質問をお願い申し上げまして迷惑かと存じますので、あとでゆつくり御説明を承ることにいたしました。先を急ぎます。

○福田昌子君 今年三月は新制中学最初の学童が相当多数卒業するのでございします。そういった学童は約百五十万から上るだらうと推定されております。そういった青少年の中の約三割以上が就職を希望しているにもかかわらず、求職者の方では非常に狭き門といつた傾向になつておつて、四十万から五十万の青少年の失業者が出るだらうといふ推定が新聞紙上に出ておるのでございします。こういった青少年といふものは進学するには

学資がない。また勤めるには職がない。本人の希望、本人の性向、知能といふようなものは、青雲の志を抱いておつたとしても、それを伸ばすに道がないといふのが、新制中学卒業生の四十万から五十万にわたる人に與えられた運命といふことになつておるのであります。青少年の保護といふような観点に立ちまして、これはないがしろにできない大きな問題と思ふのでございしますが、これに對する政府の御対策を承りたいと思ひます。

○佐藤(蔵)政府委員 新制中学の卒業生の中に、上級学校に進学しようと思つても学資がなく、進学することができない。また就職しようと思つても思う通り就職先もない。かようなことが當然青少年の不良化の温床になるのではないかと御質問でございします。たしかにさう考へられるのであります。しかしながらこの対策につきましても、ひとり法務府の問題のみではないのであります。労働省その他も十分対策協議会においてお互いに研究いたしたいと思ひます。

○福田昌子君 青少年対策協議会といふものがございまして、いろいろその対策を御審議中だと承ります。まことにけつ／＼なことは存じますが、問題はすでに火がついておるのでございします。今ごろ審議する、対策をきめる、さういふのんびりしたことがやれるような時期ではないのでございまして、どうか政府当局におきましては、この点に十分御關心いたしまして、こういった不幸な立場にある青少年、しかもこういった青少年は戦争中から学制改革、あるいはま

たその前には学徒動員、その他の意味におきまして非常にいたげられた戦争の最も大きな犠牲者ともいえるのでありますが、こういった人達の将来の対策という点につきましては、私は一日も早く政府当局の果敢な対策を望むのでございます。先ほど労働省とか文部省とか、あるいは厚生省当局と御相談の上でできるというお話でございしたが、こういうことは三月の卒業期を控えて当然決定しておらなければならぬ対策と私は考えるのであります。時期的におきましては非常に不満であります。しかし今からでも遅くございせんので、どうか当局におかれましては早急にその対策をお考えいただいて、不良化を防止し、有為な青年を、国家将来のためにまっすぐお伸ばしになるようお導き下さるよう要望するものであります。

それからさらに大きな問題になります。それが、青少年の犯罪または不良化、あるいはまたその他の不良行為というものは、結局、先ほどお話がありましたように、社会の環境、あるいはまた経済状況、あるいは教育、思想、道徳というものがすべてその原因にはなっておりますが、ただこの際私たちが忘れがちなものは遺伝の問題であらうと考えるのであります。今日、遺伝学の法則におきましては、メンデル、モルガンあるいはルイセンコの法則が言われております。環境というものが多少遺伝というものに對しても支配力を持つておるにいたしまして、遺伝の因子そのものに對するところのメンデルの学説というものは、これはくつがえすことのできないものであらうと思ふのであります。そういった観点から

いたしました場合、医学的な、優生学的な見地に立つての青少年の対策というものが、今日の日本においては全然とられてない感を持つのではございません。青少年のこういった不良化、犯罪というもののパーセンテージをとつてみますと、これは知能テストの結果をお示しいただくそうでございするから、そうすれば一層はつきりわかると思ひますが、知能指数の低い青少年が多いのでございします。こういった知能指数の低い人たちが、ことに白痴、魯鈍に近いいわゆる精神薄弱者といふものは、きわめて遺伝的な傾向が強いのでございします。こういった人たちに對しては、積極的な対策が加えられておられますが、積極的な対策が加えられていないのが日本政府のとつては、対策であるかと考えます。外国におきましては、こういった精神薄弱者に対しては、一定の保護施設がございしますが、さらにそういう青少年に對しましては、登録しておいて、将来青年になつたあかつきにおいて、精神薄弱者に對して強制的な所種手術をする。そして将来の不良あるいは犯罪に傾きやすい子孫の出生を防止するといふ対策がとられておるのであります。日本は今日、そうでなくてさへ産兒制限、人口過剰といふものが一つの大きな世間の話題として取上げられております。ときに、青少年の不良化対策とも関連いたしまして、そういった精神薄弱兒に對する優生学的な対策を私は政府にお願い申し上げたいと思ふのであります。政府のこれに對する対策を承りたいと存じます。

○福田田務大臣　いろいろお話がございしますが、大体青少年の不良化という

ような問題は先ほど申し上げた通り、まず第一の原因は敗戦であります。経済も社会もすべて破壊された今日、さうな環境のために不良少年が出て来るのであります。單に政府が一片の対策をもつてどうしようもないのであります。國民みづから反省すべきものであります。そのような戦いをしたといふことは國民の全責任であります。従つて全國民が責任をもつてこれが対策を講ずべきものであります。これを單に政府の施策にまつて、その施策の効果をいたすに過大に期待するといふことは非常に間違ひだと思ひます。あなた御自身でお考えになつてもわかりませんが、どういふ対策がございするか。それに適當な対策、ベニシリンを刺したり、あるいは新しい薬を刺したりするやうな対策はないのであります。それが苦しいのであります。それができれば何でもないのであります。國民が全力を盡してもこれはなかくできないことであります。われわれはまず、これは何としても日本の経済復興、社会の復興といふことをしなければならぬ。それが何よりの対策であります。それをやつて、しかる後に具体的にデターをいつての対策をやらなければならぬと思ひます。また優生学のお話がございします。これはけつこうであります。ともすればファシヨ的な傾向、全体主義の考え方になります。全体主義をもつて個人の自由を制限することになる。これは容易にとるべからざることであります。全体主義的に、社会の多数はそれで利益するかもしれませんが、その犠牲にされまゝ個人は、どういふふうにか、何をもちて報いられるのであります。これはファシヨ的な考え方、全体

主義の考え方から見た場合には是認をされませんが、そうでないデモクラシーの考えでは、そう簡單には參らないのであります。ある國でやつておるかもしれないませんが、日本でたゞちにそのまねをするかどうかは大問題であります。そういうこともいろいろ問題がございするが、それらをすべてこの国会において御審議を願つて、政府と国会とが協力してつばな政策を立てて行くようにいたしたいと思ふのであります。○福田田務大臣　ただいまの法務總裁の御説明はごもつともでございまして、私といたしましては、何も今日の少年の不良化または犯罪化といふものは、政府の責任である、すべてを政府の責任に転嫁してゐるわけではないのであります。當然私に國民もこれに對して責任を負わなければならぬ、それはもう私自身もみづからその責任におきまして非常に恥じておるのでございしますが、今日は政府に對しての要望でございしますから、これについてお願い申し上げたいのであります。

具体的な対策につきまして、何をもちつてするかとお話でありますが、私は具体的な対策をただいま申し上げたのであります。それをファシヨ化である、あるいはまた思想問題につながつてお考えになるというところは、法務總裁の個人的見解でありましようが、私は優生学的な立場、医学的な立場に於いて言つておるのであります。今日法務庁におきまして、優生学の研究、医学的研究といふことが全然なされてないといふことに對して、この際非常に不満であるといふことを申し上げておきます。これは青少年の犯罪に對しての話ばかりではなくて、優生法

についての問題であります。今日優生保護法という法律がございしますが、それにおいては優生学的な立法から、この不良になる子孫の出生を防ぐといふことがその法律の建前になつておりますが、そのねらいとするところは、精神病院の患者あるいはまた刑務所の重罪犯、ことに精神病的性格を持つてゐる犯罪者、これは非常に遺伝的な傾向が強いのであります。そういった犯罪者に對しての所種手術といふものを優生保護法に基いてお願いしたのであります。優生保護法は現に昭和二十三年九月十一日から実施しておりますが、今日まで法務府が、刑務所関係において何人断種手術をしたかといふことを私は伺ひに参つたのであります。一名の断種手術もしておらないといふことを聞いたのであります。これは私の御調査の願ひが徹底しておらずにあるいは現実においては何人かという犯罪者の断種手術があつたかもしれませんが、それほど政府当局は、今日の優生学に對して関心が薄いといふことを私は申し上げたいのであります。これは日本に限らず、日本よりもつと民主的である文明諸國において、優生学の立場から強制的な断種手術がとられてゐることを御反省願ひたいと思ひます。日本民族の将来といふことを考えましたならば、科学性のない、後手後手の対策に私は非常に不満であります。あえて御当局の反省をお願いしたいのであります。當然私もこれに對して國民として責任はとるつもりであります。御説明はお願いいたしません。私はただ政府当局の科学的な反省をお願いいたします。

○磯田国務大臣 科学々々と言われま
するが、科学的に徹底すれば、つまり
唯物史観になるのであります。唯物史
観に立つて国政を論議するということ
は、私は絶対に反対であります。です
から、そこところは、科学者の立場
はさうであらうでしょうが、科学者の
立場即政治ではないのであります。よ
く御反省になつてお考えになることを
お願いいたします。

○福田昌子君 それは非常に飛躍した
お話であると思ひます。しかし話を本
筋にもどしまして、私もよく考えさせ
ていただきますが、御当局も優生学と
いうものを御考慮いただいて、日本民
族の将来に対して御関心を持つていた
だきたい。また優生学的な面を応用い
たしまして、青少年の不良化、犯罪化の
防止対策を立てていただきたいという
ことを要請するのであります。こうい
う少年法の改正が行われますことは非
常にけっこうなことであると思ひます。
私といたしましては、こういう保護を
していただきます場合に、この法律の
法律の精神を生かした運営をしていた
だきたい。そのためには政府のいろい
ろな行政的な対策も必要であり、し
や、また一般大衆、私たちへの啓蒙、
宣伝、協力というようなことに對しま
しても、政府は対策をおとり願ひた
い。またさらに新しい憲法のもとにお
いては、青少年を何よりもまず保護
し、大事にしなければならぬ建前に
おきまして、私前からお願ひ申し上げ
ますように、児童の誘拐事件に對しま
しては、児童保護、人権尊重の意味に
おきまして、積極的な犯罪捜査をお願ひ
申し上げたいのであります。誘拐罪に
對しましては、私は御当局の御説明に

非常に不満であります。この委員会
で御質問申し上げるのは時間の都合も
ありますので、個人的にまた刑務当局
にお願ひに上りたいと存じます。私法
務總裁に對しましてはなほお氣にさ
わることを申し上げたかもしれませ
んけれども、どうぞ私の真意をごそん
だくいただきまして積極的な、後手な
い対策をおとりいただきますようお願い
申し上げます。

○花村委員長 ほかに御質疑はありま
せんか。御質疑がなければ、これより
討論に入りますが、討論を省略し、た
だちに採決に入るに御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なければ、ただ
ちに採決に入ります。両案について賛
成の方の御起立を願ひます。

〔総員起立〕
○花村委員長 起立総員。よつて両案
は原案の通り可決いたしました。
本日採決いたしました三案に關する
委員会報告書の作成に關しましては、
委員長に御一任願ひたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○花村委員長 御異議なければ、さよ
うとからはからいます。

○花村委員長 次に法務行政に關する
件を議題といたします。猪俣委員より
法務總裁に對する質疑の通告がありま
すから、この際これを許します。猪俣
三君。

○猪俣委員 近時いろいろの原因から
発生するのであります。官吏、
政治家、そつといふ一団の人たちにより
ます疑獄事件といふものが、しばしば世

間の耳目に響いております。五井産業
事件を初めといたしまして、九州の日
興殖産無盡会社、あるいは金相哲の不
正事件、あるいはやみ金融事件とい
うような大がかりな犯罪が、ひんびん
とて世に伝えられておるのであります。
そこで私はこの綱紀の頹廢に對しまし
て、一、二の具体的事案につきまし
て、法務總裁の御意見及びその御決心
を承りたい。

まず私もが事案のある程度のこと
を存じておきます事件につきまして、
それを代表的に選びまして、それに対
するところの法務府の御意見をお聞き
したいと存するのであります。一つ
は都不動産株式会社に關するところの
大蔵官僚の間に起きました贈收賄事
件、あるいはまた脱税事件、なお京橋
税務署に關係しますところの、私のい
わゆる集團贈收賄事件、いわゆる大蔵
省及び税務署に關するところの事案
であります。その次に五井産業事件
についてお尋ねいたしたいと思ひま
す。

まず大蔵官僚に關します事件とい
しまして、この都不動産株式会社の事
件といふものは、一砂たる会社の事案
でありますけれども、実に今の大蔵官
僚、今の税務署といふもののあり方、
官紀の紊亂、さうなことにつきまし
ての一つのサンプルとして、概略を申
し上げまして、法務總裁の御意見を承
りたい。この都不動産株式会社の事
案は、いわゆる物納不動産といしま
して大蔵省の管理に属しますところの
不動産を拂下げを受けて、これを競売
し、その競売代金は国庫に入れるとい
う指定業者の一つであります。この社

長は追放者でありまして、名前は田村
秀吉氏、この人は戰時内閣時代に石渡
蔵相のときに參與官をやられました
る、大蔵省の官吏の経験ある方であ
ります。現在追放者となつておられる
のであります。この大蔵省の指定会社
の社長と相なつておるのであります。
現池田大蔵大臣は、熊本の第五高等学
校時代の同窓で先輩であるのであり
まして、非常に懇意な仲ださうであ
ります。この池田大蔵大臣の威勢をか
さにいたしまして、大蔵省に出入り
した、なお大蔵省の官僚に變應いた
して、この物納不動産のうち最も味の
あるところの不動産の拂下げを受け、
さうして莫大なる利益を上げてお
つた。こういう指定業者が東京財務部
の管下十七あるものであります。そ
のうち最も拂下げ事案が多くて、しか
も最ももうけておる第一等に位するの
ださうであります。そしてさうに相
なりましたのは、一にこの田村秀吉氏
の手腕にまつたといふのであります。
しからばいかなる手腕を発揮したかと
申しますと、大蔵省の管財局長から、
下は單なる平官吏に至るまで、実に驚
くべき變應をやつておるのである。そ
の成果が上つてこの優秀なる成績を
上げておられるのであります。これは
私が内部の人的確なところの事案
に基きましての言を聞いたのであり
まして、決してデマではありませ
んし、事案は法務府の特審局におきま
して詳細に調べられておるはずであ
ります。事件はさういふものである
か、事件はさういふものに相なつ
ておるのであります。

そこで、その變應の状態につきまし

て、これは法務總裁の御参考まで
に申し上げるのであります。実に驚
くべき状態である。しかもさういふこ
とが他の機關にもひんびんとする
のではないかと推測ができるので
あります。法務總裁に御参考まで
に申し上げます。この会社は田村氏
が社長になりましてから、大蔵省に深
く食い入りまして、まず變應を官吏に
やる。そのやり方もなか／＼考えた
ものであります。いわゆる局長級の上
級の官吏に對しましては、中野のモナ
ミという料亭及び紀尾井町の福田屋
という料亭、これはなか／＼われ／＼が
近寄ることのできな上級の料理屋だ
さうであります。まずここで款待を
やる。それからまず課長級程度の者
は、これは台東区の白蠟にありま
す。田村別館で、中野の者はここで變
應する。なお若い連中は銀座の橋のた
もとにありまします。カバレーのハ
レムといふ所に送り込む。かように
三段階にわけまして、しかも東京の
財務部には第一、第二、第三課とあ
る。第一、第二、第三課とあるのだ
さうでございます。まず第一課が済む
と、その次は第二課、次は第三課とい
うように、少いときでも四、五人、多
いときには二十人くらい招待をやつ
て、それぞれ三階級にわけた變應を
やつたのであります。この費用が平
均月三十万円、年三百五十万円から
四百五十万円にかつておるのであり
ます。管財局長を初め、各課長、平
職員に至るまで、ほとんど變應を
受けざる者なしという状態ださう
でございます。これは本省のほか
に、新宿、品川、立川、目黒に
出張所があるが、これも御多聞に漏
れず、それ／＼所長以下が變應にあ
ずかる。なおそのほか発展いたしま
して、

六

千葉と横浜にある——横浜の方は万葉
樓という支那料理屋であり、千葉にお
いては稲毛の浅間屋というのがこの係
を仰せつかる、かようにいたしまし
て、ほとんど養子を受けざる者なしと
いう状態だそうであります。この拂下
げの問題は、東京財務部が所管であ
り、その上には管財局があるものであり
ますが、この局長以下ががやうな状態
で、この会社から養子を受けている。
そこでなお御考慮願いたいことは、こ
の会社は、ある拂下げを受けました不
動産を売りますという、その売上げ
代金の中から、大蔵省から五分、買受人
から五分、計一割のコミッションを
もらう。これは仲介料として正式なも
のであります。ところがここにふかし
ぎなことは、田村秀吉氏が社長にな
りますと、その手廻を發揮いたしまし
て、大蔵省と交渉の結果、特別報奨
金制度というものが昭和二十三年度か
ら成立されました、五万円以下の不
動産を売買した場合には、その売却一
筆ごとに二千五百円均一の特別報奨金
というものをもらうのであります。こ
れが三千円に売れたといたしまして、
二千五百円特別報奨金として貰う。そ
の上になお一割貰うのであります。か
ら、大蔵省の国庫にはあります、三
千円に売れても二百円しかはいらな
いのであります。こういう制度を確立
された。そこでこの特別報奨金により
まして、十二分に大蔵省の招待がで
きるといふ仕組みに相なつておる。実
に天下の奇観と申すべきものでありま
す。国民が血の涙でもつて金で拂えな
い物を、土地を、家を税金として出
しておる。それをなるべく有利にさば
きまして国庫の収入をはかるべきであ

るにかかわらず、かような業者と結託
いたしまして、かような特別報奨金制
度というものを樹立いたしました。平
均一割七分というもうけをさせた。昭
和二十三年度の五月から二十四年度の
五、六月ごろまで、約一年間に一億円
の売上げがあつたのであります。こ
の接待費を差引きましたも六百万円ば
かりの純益を上げたといふのでありま
す。しかるに税務署の届は逆にな何十
万円かの赤字という届をして、それが
そのまま通つておるのであります。し
かも驚くべきことは、この会社は一年
間に四回本社所在地をかへておる。
最初は神奈川県茅ヶ崎にあつた。そ
の次は有楽町の三丁目に移つて来た。
その次は新宿の湯島町に移つて来た。
最後に現在は中野区昭和通二十五番地
の田村社長のおめかけさんの家に置
くといふのであります。実際の事務所
は文京区湯島三組町二丁目八番地に置
いてある。しかるに何のためか本社
の所在地はこういう所に登記してお
る。これは何のためであるかといふ
と、脱税のためだそうであります。茅
ヶ崎税務署が調べかかるとどこかに行
つてしまふ。今度は東京都府中市にあ
る。これは神田の税務署だ。それが新
宿に行き、今度は中野に行つておる。
こういうふうに移つておつて、結
局税金がかからぬ。税金をこまかす意
味において本社所在地を移転するとい
ふことが、近ごろの脱税のつもの方
法だそうでありまして、実に模範的に
この会社はやつておるといふのであり
ます。かような実情を聞きまして、私
どもは憤慨にたえない。そこで私はお
尋ねしたいのは、一体こういう事件は

すでに特審局が田村秀吉氏の政治活動
問題について調べましたときに、こ
ういふことまでも全部調べ上げたさうで
あります。特審局長に質問いたします
と、自分は追放関係だけであるからそ
の他のことは答弁ができないといふこ
とでありましたが、こういう種々な事件
につきまして、検察庁は捜査をしてお
いでになるのであるか、ならぬのであ
るか、これが第一点であります。第二
点といたしましては、捜査の結果か
うな場所でごちそうになつたことの事
実があつたとするならば、これは擅断
罪として処断される意思ありやいな
や。法務総裁の福田委員に対する御答
弁を見ますと、ほのかなる人道主義を
お持ちになつておるようでありまし
て、まあこんな一ぱいごちそうになる
くらいはよからうといふやうなお考え
であるかどうか、その点をお聞きいた
したいのであります。

なお立つたついでにお聞きいたしま
するが、毎日新聞の報ずるところによ
りますと、京橋の税務署というものが
でき上つて、新庁舎ができて、その祝
賀会が盛大に行われた。百三十万円ば
かりかかつたといふのであります。こ
れは百数十軒の業者がみな寄付をした
といふのであります。一体喜んで今日
税務署にいわゆる寄附をするやうな業
者があつたやうか。税務署はそれこ
そかたきになつておるはずでありま
す。この税務署に莫大なる寄附金をす
るといふことはどういふ意味である
か。しかも計理士の何となく人間
が発頭人となつてこの金を集めて歩い
た。私はこれは一種の賄賂罪だと思
うのであります。このやり方といふもの
は、実に念が入つておる、来た税務署

の署員にはみな五百円以上の化粧箱と
おみやげを配つて、しかも七十人くら
いは第二次会として松志満といふこ
ろで二次会をやつて、ここにも数十名
の芸者が出て、さうして接待したとい
ふのであります。一体かやうな時代に、
かようなはな／＼いことをやるとい
うことがいかなるものであらうかと思
うのであります。それにいたしまして
ても、かような税務署に對しまして、
業者がかやうな行為をするといふこと
は、私は先ほども申しましたように、
これは一体刑法上の集同賄賂ではない
かといふふうに考える。さやうな一体
觀念ができるかどうか。法務総裁な
り、刑政長官なりの御意見を承
りたい。全部がさうでないにし
ても、音頭をとつてさういふやうな金
を集めて、さうして税務署に贈るとい
ふその行為、その趣旨は、これは賄賂
であることは明らかである。彼らが感
謝して税務署にものを贈るといふやう
なことは考えられますか。何とか特典
にあずかりたい、顔を売つてきげんを
とつて、何とか税金でも負けてもら
いたいといふ考え以外に想像ができな
い。それは暗黙の意思表示であり、贈
賄の暗黙の意思表示をこの行動によつ
て表わしたものであると判定するので
あります。法務総裁はさういふふう
にお考えになりますか。この大蔵省の
本省及びこの税務署等に関するところ
ろのかかる行動につきまして、法務総
裁の確固たる信念を承りたいと存する
のであります。

○蓮田國務大臣 田村秀吉と申す人の
社長であります土地会社の件でありま
すが、それは田村秀吉といふ人の政治
活動であり、追放者の追放令違反事件

であるといふことで、ただいま検察庁
に告発されておる事件であります。検
察庁が捜査をいたしております。しか
し告発のありましたのは先月の末で
ありまして、まだ告発を受けて聞
もないのであります。そのときにそ
の賄賂の暗黙の告発などは受けてお
りませんが、今お話によりまして、い
ろいろな問題があるさうであります。
いづれ検察庁においては、それらの点
につきまして十分頭において捜査を
することと存じます。

それから税務署のお話であります
が、もし事実とすればはなはだおし
ろくないことであります。私はそれに
ついてけさ新聞をちよつと読みまし
たときに、なるほどさやうな記事があ
つたやうに思いますが、それが具体的に
どういふものでありますやら少しも
存じません。検察庁はあらゆる面にお
きまして注意を怠らないのであります
から、それが問題になるやうでありま
すならば考えておることと思ひます。
また必ず考えるだらうと思ひます。私
に、それがもし事実としたならばどう
いふふうに考えるかといふお話であ
りますが、私はちよつと刑法のこまかい
ことはここで御答弁申し上げるほどの
知識を持ちません。ひとつ事務当局に
よく相談をいたしまして、事務当局の
知つておることは事務当局からお告
えをいたすであらうと存じます。しか
しこれは具体的な問題でありません。従
つて今むろん押査をしておらぬのであ
りまして、捜査すべきものであるかど
うか、これは検察庁で考えることと思
ひます。私は直接それを指揮するわけ
には参りません。これは検事総長なり
その以下の組織において十分注意をし

ておることと思います。

○猪俣委員 なお私は、これは法務総裁でも刑政長官でもよろしゅうございしますが、質問いたしました、今私が具体的にあげました福田屋だとか、あるいはその他のところが養育をしたことがありましたが、現代刑法の解釈としていわゆる贈賄罪として処断なさるかどうかな。なぜかという質問をするかと申しますと、近代におきましては官吏の廉恥の精神が非常に衰えていくと申しますか、まあごちそうにならぬというのことは犯罪にならぬというふうな風習が行われているのではないかと思います。私は二、三日前に東京地検のある検事に会しまして話を聞いたのであります。これはある小さい官署の贈賄恐喝事件を調べている検事でありますが、実に彼は長嘆息いたしました、日本の官吏は骨の髄まで腐つてしまつて、下は二十歳前後のチンピラから上は相当の人に至るまで、実に養育を受けた金を借りて来たりするやうなことを平氣に考へておる。これが瀆職罪になるなというところはあまり考へないやうな觀念になつていくやうなことを検事が痛嘆いたしました、私も実に同感をいたしました、この過劣に陥つていく検事に対して慰めの言葉をかけて来たのであります、これはなお対策として法務総裁にもわれ／＼の意見を申し上げ、また御意見も聞きたいと思つておることですが、それはさておきまして、その点ですが、福田屋というの有名な料理店だそうで、ちよつと行つても三千円や五千円ぐらいかかるやうなところでありまして、一体かやうなところで業者と飲食するやうなことがたとい一回でもあるとするならば、これを贈賄として現在の通念から処断する御意思であるかどうか、法務府の御見解を承りたいと思ひます。

○佐藤(廉)政府委員 御指摘のやうに、戦後一般の公務員につきまして瀆職の数がかなり上昇しておるのであります、その瀆職罪を犯しました官公吏について調べてみますと、ただいまお説のやうに、その犯罪を犯した官公吏については道徳觀念と申しますか、その瀆職の点につきましては、非常に感覺が低いということが一般に認められるのであります。この点につきましては法務府のみならず、現政府におきましても、綱紀肅正の点から一般に警戒いたしておるのであります。ただいま御指摘の料理店において、官公吏が業者と飲食をともにした場合には、ただちに贈賄罪が成立するかどうかという御質問であります、この点は私は、さうな有名な店とおつしやいますけれども、名前も聞いたことのない料理店でありまして、どういふ程度の料理屋であるか、またその程度の飲食をしたのであるか、またその業者と会食をした官公吏がどういふ關係にあるのか、さういふ点は具体的に捜査しなければ、ただちに犯罪が成立するともいへないとも断言いたしかねるのであります。要するに御指摘のやうな事実があるといひますれば、檢察当局においても十分注意して捜査いたすことと考へられるのであります。

○猪俣委員 綱紀肅正内閣のことでありまして、今私が申し上げました事案に對しましては、法務總裁は檢察長に對して一般的の指示ができるはずでありますからして、嚴重なる指示をしていただき、そしてこの際かやうな官僚の、ことに現在税金によつて國民が親子心中をするやうなことが新聞にうたはれております、この大蔵省及び税務署というものはたいへんな立場に立つてゐる官署であります。片一方國民をして死せざるを得ざらざるやうな徴税をやつております反面に、こゝろいふに國庫に歸屬すべき収入を減らして、そしてその金でもつて日夜遊樂をやるやうなことは、実に憎みてもあまりある行動だと私は思ふのであります、嚴然たる態度によつて法務府がこの綱紀の肅正に乗り出されんことを切望してやまないものであります。私もこの敗戦の國家をして再び優秀國家たらしめたいがために、それがためにはまずこの綱紀の肅正が大切であると存じまして、人に憎まれるやうな役ばかりやつてゐるのであります。(笑聲)これも國家の御奉公だと思つてやつてゐるのであります、私も何の得るところがないのでありますけれども、今福田議員が指摘されたやうな少年犯罪、その他日々の新聞紙上におきまして、私も実は実に敗戦の悲哀これにきまると考へるやうな痛嘆をいたしておりますが、すべてのことが政府の責任だと申すのではないのであります、またすべてのことを政府の責任だとするやうに論ずるといふことは、これはある程度日本國民の愚弊だと私は考へるのであります、國民一致してやらなければならぬことは法務總裁と私同感であります。しかしながらとにかく國政の指導はまず政府、国会にあるのであります、この指導階級が率先して綱紀を肅正しなければ、日本は戦前の満州や支那みたい、官吏が腐敗するやうな

やうなことが起りましたならば、この更正なんといふことは期することができない。その意味におきまして特に私はお願ひいたします。そこではかやうな見地からいたしますと、この五井産業事件といふものはなほだ私も痛嘆にたえないのであります、私どもは法務總裁に事を明らかにしていただき、それは過般參議院の法務委員會におきまして、いわゆる警視庁の捜査當局が、調書に吉田總理の名が出ておるといふことを明白しておるのであります。これは一体いかなる事實に關して吉田總理の名前が出ておるのであるかといふことが一點。次に増田官房長官が、いわゆる追放者であります特高グループの集団と會見しておるといふやうなことも述べているのであります、一体かやうな行動があつたのであるかないのであるか、なおまたその一端をいたしまして、増田氏が選挙の際に、その追放者の一人か二人が選挙応援に行つたといふことも聞いておるのであります。かやうな選挙に際して追放者が応援に行くといふやうなことは、これは政治活動だと考へられるのであります、それに対しての見解及びかやうな追放者が応援をしておるといふことを知りながら、その応援を許しておつたとすれば、その増田氏もやはり追放のボツダム政令の共犯關係に立つのではないかと思はれるのであります、こゝろいふことに對する御見解を承りたいと思ふのであります。

○福田國務大臣 五井産業の事件と申しますのは、五井産業の会社が詐欺の容疑がありまして、そしてその社長が起訴をされておるのであります。そのほかに瀆職の容疑があるのであります、その容疑は確立しないのであります、従つてただいまのところ詐欺の容疑だけで起訴されておる。そのほかただいまお話の吉田總理の名前が出ておるとか、増田官房長官の名前が出ておるとか、いふことは、あるやうであります、それけれども、それは何ら犯罪の容疑に關係がないのであります。従つてそれ以上問題ではないのであります。それは調書のことでありますから、いろいろのことを取調べている間に、本體と無關係なやうなことも述べるであります、さういふことが調書に載つておるのであると思ひます。これは檢察當局におきまして十分に調査をしておりますけれども、しかし犯罪の容疑があるといふことは微塵もないのであります。それからただいまお話の岡崎氏が、丹羽氏がしつゝ追放者の政治活動がその間にあるのではない、この点につきましては、法務府の當該の當局におきまして、目下慎重に調査中でございます。どういふ結果になりますかは、今申し上げかねるのであります。

それからついででありますからもう一つ申し上げます、追放者の政治活動といふものは、非常に広汎に禁止されておるのでありますけれども、政治活動といふことの意義に關しまして、國民一般にまだ十分に理解されておられません。従つて追放者の中でも、相当地な方であつて、自分の活動が追放者としてあるまじき活動であるやうにやら認識がはなはだ乏しいのであります、私もその点に氣が付きまして、

なおこれを周知徹底いたさせますように、昨年来もつばら努力いたしてあります。しかしながら今日でもそんなことが政治活動になるだろうか、そんなことをやってもいけないのだからうかという質問をよく聞くのであります。従つて相当な人でも、思わず知らず法に反した活動をしておることはございます。それらにつきましては、お互いに十分戒めなければならぬと思ひます。従つてその政治活動の処断にあたりまして、情状においてはいろいろ考へべきことが出て参るであらうと思つております。

○猪俣委員 法務総裁のお言葉もつともありますが、しかしどういふ場合でも、選挙運動に際して行くというようなことを政治活動ではないと考へるような者は、いわゆる追放者とされるような人の中にはないと思ふのであります。こゝういふ選挙運動に行くことも政治活動ではないと考へるような者があつてしまふと、ちよつと伺ひたいと思ひます。

○猪俣委員 今具体的な話になります。選挙運動に行つたかどうかもわからないのであります。こゝういふことは具体的によく調べてみませんと申し上げられません。もちろん選挙運動であります。具体的の場合の選挙運動に行つておるか否か、私はまだ承知いたしていません。それらについてはすべて今調査をいたしてあります。

○猪俣委員 それからこの前法務総裁がおいでになつたかどうか失念したので、なお念のために伺ひますが、追放者と追放者ならざる者とがともに政治活動をやつた場合には、追放者ならざる者はやはり共犯関係に立ちますかどう

か、法務府の御見解を承りたいと思ふのであります。

○佐藤(憲)政府委員 一般的に申し上げますれば、犯罪の構成要件となるような、その身分のある者と身分のない者と一緒に関係を犯した場合には、すべて共犯関係が認められるのが普通でありますけれども、追放者の政治活動という場合には、追放者の政治活動が自由に行なはれてゐるのだから追放者が禁止されてゐるのではありません。それで追放者と追放者ならざる普通人とが一緒になつて選挙運動をしたという場合には、それは多くの共同正犯の関係は認められない場合が多いだらうと思ふのであります。ただ普通人が追放者を煽動して、教唆して政治活動を行なつた、あるいは追放者の政治活動について普通人がこれを補助したというやうな関係があらば、その普通人が追放者の政治活動、すなわち追放者違反の犯罪について教唆または補助というやうな共犯関係に立つことは考えられるのでありますけれども、共同正犯といふことは一般にちよつと考へられないのではないかとこゝうに思ひます。

○猪俣委員 今佐藤さんの御返事は私ははなはだ奇怪に存するのですが、先般私はこゝでたしか質問したはずであります。そのときやはり佐藤さんは、それは共犯関係になる。もちろんこの五井産業事件に関して質問したのは、なく、ほかのことで質問申し上げた。こゝういふところが、それは共犯関係に

なく、なお関係の人たちと御相談の上、こゝういふ答弁をなさつたことは速記録に明らかであります。しかるにきよは、今度はこゝういふやうな御答弁になつて、答弁が矛盾して来ておると思ふのであります。一体刑事事件のいかんによつて、ある事件については共犯になるし、今度はある事件についてはさういふやうな事件によつて、事件事件によつて共犯理論をおかえになつてゐるやうなことは、はなはだ私はふに落ちないのであるが、どういふ御心境でさういふ變遷されたのであるか、變遷の経路を御説明願ひたいと思ふ。

○佐藤(憲)政府委員 私の説明の仕方がまずいために、猪俣委員の方でさうに歪曲して御解釈になつたのだらうと思ひますが、決して刑法理論を私はかえつたわけではないのであります。前の速記録とさういふ速記録をよくくらべれば、同じ刑法理論に立つてゐるというところはよくわかるだらうと思ひますが、誤解のないやうに、もう一度申し上げます。先般も申し上げましたやうに、身分のある者と身分のない者が一緒に犯罪行為を行なつたやうな場合には、その間に共犯関係が認められるならば、それは當然刑法の一般の共犯理論によつて罰せられるべきだといふことを申し上げたのであります。さういふことを申し上げたのも同じことなのであります。ただ具体的な追放者違反といふやうな犯罪について、こゝに通常人と追放者が一緒になつて選挙運動をしたといふやうな場合には、その共同正犯の関係にはなかつて、認めがたい場合が多いだらう、こゝういふ説

明なのであります。もちろん一般人と追放者との間に共同正犯の関係が認められる実証があります。これは刑法の普通の理論によつて、共犯の責任を負わなければならぬのであります。おそろく普通の場合ならば、追放者と普通人と一緒になつて選挙運動をしたというやうな場合には、普通人について、追放者違反の共同正犯といふ共犯関係は認めにくいだらうといふことを申し上げたのであります。しかしながら教唆あるいは従犯といふ関係は、これは認められる場合が多いだらう、かやうに申し上げたのであります。一般の刑法理論によつて、何も説明を二、三にしたわけではないのであります。ただ追放者の政治活動といふ具体的な事件を例にとり、共同正犯は認めにくいだらう、しかし教唆、従犯の関係は認められるだらう、こゝういふ結論を申し上げたにすぎないのであります。

○猪俣委員 あなたと法律議論をするわけじゃありませんが、あなたの答弁ならば、共犯関係があれば共犯だが、共犯関係が認められなければ共犯じゃないという結論だと思ひます。私はそれで意味をなさないと考へます。私は政令といふものは特殊な法令であるがゆゑに、かやうな該當者ならざる者が共犯関係に立つた場合には、政令といふこの特別な法令が、その身分の關係にない者に適用されるかといふことをお尋ね申し上げた。共犯関係があれば適用されるが、なければ適用されないといふことは、これは答えにならぬのであります。特殊な法令なるがゆゑに、該當者ならざる者が政令違反を引起すこ

とがあり得るということでは質問申し上げたのであります。それに對してあなたの答弁は、どうもはつきりしないのであります。しかし私は今あなたとこゝで法律論争をやつてみましても始まりませんから、これは刑政長官の御見解を聞いて、その結論は、しからば共犯関係があるならば、やはり該當者ならざる者が政令違反として認めるといふことは御承認なさるのでしやうね、いかがでございますか。

○佐藤(憲)政府委員 それは當然のことと思ひます。

○猪俣委員 それでは詐欺あるいは統制令違反によつてある金を得る、その金はいわゆる刑法の贓物收受罪の贓物になるものであります。かやうに、法務府の御見解を承りたい。

○高橋(一)政府委員 統制令違反で取得したものは、いわゆる刑法上の贓物にはならないと解釈しております。

○猪俣委員 詐欺罪によつて得たる金は贓物であるかどうか。

○高橋(一)政府委員 刑法上の贓物といふのは、財産罪によつて不法に取得したものを贓物と言つておるのであります。したが、ただいまの詐欺罪で取得したものは、当然贓物と解釈しております。

○猪俣委員 さらば、ある者が詐欺をやつて得た金だと思つてそれをもちますと、贓物收受罪になると解釈できますかどうか、お答え願ひたい。

○高橋(一)政府委員 当然贓物收受罪になります。但し金のごとき個性のないものにつきましては、いわゆる贓物の認識の点では、実務檢察上たいへん苦勞するのですが、理論上当然

然贓物收受罪になります。

○猪俣委員 私はこれで終りますが、法務総裁は私の尊敬している政治家の一人であります。どうぞ吉田内閣が網紀正の眞意を掲げて立ち上り、したその意気込みを忘れないようにお願いしたい。ことにその当時、網紀正正委員会というものを内閣だかどつかにつくつて、法務総裁が会長になつて発足したように新聞で見たのであります。その後さつぱり何だか幽霊のようになってよくわからないのです。この委員会というものは一体どういふふうになつておりますか、法務総裁からお聞きしたいと思ひます。

○猪田国務大臣 法務総裁に私が就任する以前であります。国務大臣として網紀正の仕事を命ぜられました。どういふふうにして網紀正をやろうか、まず委員会というものをつくつて、網紀正のキャンペーンをひとつやうたいと思ひまして、種々立案をして折衝いたしましたのであります。御承知のように公務員法で人事院というものができました、その人事院の権限と衝突する点が多々ありましたので、それは人事院の権限としてできることである、従つて特に人事院以外に、政府にさうな機関を設けることは控えた方がよろうということになつたので、私としてははなはだ残念であります。その計画を完成せしめ、私は法務総裁に転任いたしましたのであります。私の次に無任所大臣になられた方が、まだそれが結論に達していなかつたものでありますから、私の最初の考えを何とかして持続したい、物にしたというので努力されたようでありますが、やはりいろいろな障害

にぶつかりまして、その方面の形で、網紀正の委員会がでなくなつたのであります。しかしながら、そのために網紀正をやめたのではもとよりございせん。人事院においてもその点は十分に努力しておられますし、私どもは檢察の面で、その網紀正に貢献することのできるものは、一生懸命貢献しているつもりであります。

○田嶋(好)委員 猪俣委員の質問に關連しまして、二私も質問いたしてみたいと思ひます。最後の猪俣委員の高橋政府委員との間の問答は、私聞いております。当委員会が何ら法律解釈問題——弁護士でありますところの猪俣氏が、贓物の何たるやを知らぬといううなことはないのであります。それを知らないといひましたら、おそれる法務委員としての価値もないでしようし、弁護士の資格も私はないのじやないか。それがあえてここに持ち出したということ自体に、委員といたしましては一つの疑問をはさむものであります。従いまして、悪意に解釈いたされまうと、その問答は、現在参議院で問題になつておりますところの五井産業事件を暗に指したものである、それを暗に中傷せんとする、さき策謀と——悪い考えであります。とれるのであります。私はそんな考えはないと感ずるのであります。万一の私の悪意の解釈のこときものがあるといひますならば、まことに私たちが総裁と仰ぐ吉田さんに対して、申訳ないような気がするのではありません。従ひまして、いさ少しくその点についてつづ込んでお聞きをいたしますが、この五井産業事件の主人公でありますところの、五井産業の社長

佐藤氏の詐欺事件というものは、金額にして幾らぐらゐな金額であるか、内容はいかなる内容を持つものであるか、時期にしているの時期であるか、もはや起訴されておるのでございせんから、それを少し明確にお答え願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 五井産業事件に關しまして、社長の佐藤昇という人が現在東京地検に起訴されております。詐欺罪であります。時期は昭和二十三年の十月から昭和二十四年の八月ごろまでの間のことであります。被害の総額は額面で約二千万円程度になつております。この中で一番はげしく行われておりましたのは、二十三年中のようでありまして、二十四年に入りましてからは、金額も非常に少なくなつておるようであります。

○田嶋(好)委員 二十三年から始まつておりましたか。

○高橋(一)政府委員 二十三年の十月というところに、私の手控えではなつておりますが、間違いないと思ひます。五つ事実がございまして、二十三年の十月、これが約四百万円、同年十二月二回ありまして、七百五十万円と九百五十万円ばかり、これは必ずしも現金ではございせん。手形や何かもありまう。従つて二十四年の六月と八月には、ごくわずかであります、物品その他で一回に四、五十万円ずつであります。

○田嶋(好)委員 もう一つお尋ねいたしますが、これはお答えになられるかならぬか、ちよつとお答えにくければむしろお答えを求めるとはいたしません、贈賄罪として取調べましたこの事実というものは、いつごろの

事実になりましたらうか、お答えができましたらお願いしたいのであります。そうしていまひとつわが党の福田君や増田官房長官や吉田總理等の名前が出てゐる、この参議院の委員会が答えたというこの事実、これは一体いつごろのことであるか、その日にちがわかりましたら、お答え願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 贈賄として送致になりました事実は、商工省の特別資材部長をやつておりました岡田秀男に對する二万円ばかりの贈賄の事実であります。これは二十三年の十月であります。その他もいろいろあるかもしれませんが私は聞いておりません。

○田嶋(好)委員 もう一回問ひます。が、今申し上げました方々に対するうわさでございまして、そのうわさといふのはいつごろのことであるか、それはおわかりにならないでしようか。

○高橋(一)政府委員 いろいろ新聞や国会の証言なんかを承つておりまして、その結果によりますと、二十二年の四月の総選挙から二十三年の春ぐらゐまでのこととあります。

○猪俣委員 田嶋君と論争する意思はありますが、何か私が腹に一物あつて、だれでも知つてゐることを質問した、そんな頭ならもう法務委員の資格はないように極論されて、はなはだ都合千万な議論であります。田嶋君は頭腦明晰にして頭学かもしれませんが、私は敬意を表しますけれども、私は愚鈍でありまして、贓物といふものは相当学者間に議論があるのであります。いわゆるやみ取引によつて得たるものが贓物になる、瀆職罪によつて得たるものは贓物になるかといふことは、

學者間にも議論があるところでありまして、田嶋君はあらゆる學說を消化されて一定の信念をお持ちでございまして、私が私にその達しなかつたのであつて、多少の議論があるからお尋ね申したのでありますから、こゝういふ者をあわれんで、御叱責になつて満座の中ではさかしめるようなことは、御遠慮あつてしかるべきものと思ひます。

○花村委員長 林君より発言の通告がありますからこれを許しますが、時間が大分経過しておりますので、質疑は十五分以内にお願ひいたしたいと思ひますから、さう御了承を願ひます。

○林(百)委員 質疑を打切る場合に、あらかじめ委員長は注意してくださつて、この前みたい、質問中に一方的にとめなさいといひます。私も協力いたします。

そこで猪田法務総裁にお聞きしたいのですが、参議院の法務委員会の調査によりますと、社会党の大野幸一委員の質問で、吉田首相、増田官房長官らの名前は調査にあるかといふ問に對し、當時警視庁で捜査の任に當つた宗像警部補の証言として、吉田首相と福田代議士との問題は一緒にまとめて調査をとつた。官房長官についても一回とつたが、そのとき増田氏から話を言われたやうなことを聞き取つたように記憶すると、ちゃんと調査にとつたふりにはつきり書いてあるのではありません。これに對して檢察当局側では、調査にないといふやうなことを今言われたやうであります。この点はどうか。佐藤事件の調査の中には、吉田首相、福田代議士並びに増田官房長官のことについても調査にとられておるか

どうか。この点は刑事事件の追究というところのみではなくして、やはり吉田内閣の綱紀粛正のためにわれ／＼は聞きたいと思ふのであります。

○高橋(一)政府委員 佐藤昇の遺職賄賂の事実につきまして私が報告を受けておりますのは、先ほど申し上げた岡田閣僚の二万円でありました。それ以外に調査にあるのかないのか、あるという話であるがどうかということでありまして、私が申し上げたのは、報告を受けておられないということでありまして、具体的に検察庁にかかります事件のそれ／＼につきまして、調査の内容を私も論議するわけではないのであります。調査の方につきましては、ただいまどちらともお答えができませんのであります。

○林(百)委員 そうすると、検察当局ではまだ調査を見ないのか、また調査には吉田首相、福田代議士、増田官房長官のことは一言も載つておらないと断言するのかわりか、あるいは載つていないのか、その点をばつきりさせていたがたい。そこでまず第一に、その調査の中に入つておられることの第一には、昭和二十一年ごろ、当時野党であつた吉田現首相の大蔵の自宅で、福田篤泰代議士、当時の吉田首相の秘書を通じて約三十万を贈つた。それから第二として、これは佐藤氏自身がばつきり言つておられるのであります。それは三月二十四日の読売であります。記者が聞いたのであります。あなたの自供調査に吉田首相、増田官房長官の名前が出ておられるが、どういふことに對して、答えて、さあどうだつたか。首相とは在野時代、福田代議士に連れられて大蔵の私邸で会つたそうだが、一度だけだ、それも食事をごちそうになつて帰つた。それより先福田代議士が訪れて、荻外荘の修理費や賄賂がいろいろ金をつぎ込んで来たので、あなたはそれに三十万円、福田氏個人に四十万円と二回にわたって献金したかという間に對して、都合したかもしれぬが、みんなきれいな金だ。金をやつたこと自体に對しては否定しておられないのであります。従つて宗像警部補の言によれば、吉田首相と福田篤泰氏と増田官房長官の名前はちやんと調査に出ておられると、佐藤氏もまた福田篤泰氏を通じて、三十万と四十万の二回、合せて七十万福田篤泰氏から請求されて出したということをはつきり言つておられるわけです。これを検察当局が知らないということとは、非常に奇怪だと思ひますが、この点について、これは将来の吉田内閣の綱紀粛正のために、私はここで検事になつて事件を追究するとか何とかいうことではなくて、少くとも詐欺をしたり、もみ消し専門の人から、首相の秘書ともあろうものが金を要求し、しかも金をもらつておるとすれば、一國の首相として当然責任を負わなければならぬ。首相の關係ないことだから、自分は知らないというにはならない。そういう意味から言つて、私は吉田内閣の關係の一人でもある福田法務總裁から、この点をばつきり伺つておきたいと思ふ。

○福田法務大臣 検察局長は事務の關係で、検察庁とはちろん連絡いたしました。が、検察局長にまだ報告しておらぬのだと思ひます。しかし私は皆さんがこの問題をいろいろ論議されますので、実は検察当局に聞いたのであります。聞いたのであります。はつきり

ここで覚えておられなくても、しかしながら佐藤氏が吉田總理、當時は在野の人であります。その吉田氏に對して金を贈つたということは、佐藤も言つてはおられない。吉田氏のところへ金が行つたんだらうと思ふというようなことは言つておられるのであります。が、吉田さんに金を渡したとは言つてはおられない。それから大蔵で金を渡したとも言つておられません。それから大蔵へ行つたということも言つておられない。福田氏その他についてはどういふことを言つておりましたか、私は実はそれほど詳しく存じませんが、それから増田君との關係も何か言つておられます。しかしながらそのいづれもが犯罪の容疑は少しもないのであります。たとえさういふふうなことを申しておられても、それが事實として犯罪の容疑が少しもない。いんや福田氏の場合は事實であるかどうか、これはばつきり存じません。吉田氏の場合は、世間に伝わつておられることは事実であります。また佐藤という人も、これは言つてないやうであります。それだけ私は検察当局から聞いておられます。

○花村委員 ちよつと速記をとめてください。
(速記中止)
○花村委員 それでは速記を始めてください。
○林(百)委員 福田法務總裁も大分率直な御答弁をせられましたけれども、私も別にここで検事の立場で、増田官房長官や吉田首相に對して刑事的な追究をするわけではないので、ただこういう人から金が行き来しておるといふことは好ましくないことである。もしないなら、あるならあるで、やはり適當なる措置なり責任を明らかにするのが政治家としてならなければならぬ道であると思つておられるわけです。決して私は刑事的な立場で言つておられるのではないのであります。そこで先ほど福田法務總裁の答弁の中で、佐藤が多分首相のところへも金が行つておるだらうと思ふというように答えておられる。また大蔵へは一度行つたことがあるということ、佐藤が言つておられる。さうであるといふことを、あなたは検察当局から聞かれたといふのであります。が、少くともさういふ重大な問題になつておられるに、福田法務總裁として責任をもつて一応調査くらゐはこらになつて、とるべき処置を適當にとるといふことが當然だと思ひます。が、まだ調査を讀んでおられないといふお答えであります。佐藤氏から吉田首相のところへ金が行つておるだらうと思ふといふことは、さういふ意味なのであります。

○福田法務大臣 佐藤がさう言つておられるといふことであります。
それからこれは、申し上げますが、吉田總理は佐藤といふものを全然御存じありません。それからまた吉田總理は、佐藤といふものから何らのものももらつたことはありません。これははつきり申し上げます。
○林(百)委員 しかし大蔵へ行つて食事をしたといふこともあります。それから吉田首相の秘書の福田篤泰氏から金の請求があり、金を渡したといふことは、佐藤がばつきり言つておられることではあります。しかもその金は、当時首相のおる總裁の荻外荘の修理費として使われた。また福田氏もさういふ意味で要求したといふことになれば、秘書のとつた行為に對して首相として、ただ知らないといふことだけでは通らないのであつて、佐藤の首相のところに金が行つておるだらうと思ふといふことは、吉田首相の住んでおる荻外荘の修理のために金を相當に要求したといふように、われ／＼は考へるのであります。この点佐藤の調査にはどう書いてあると福田法務總裁に報告しておられますか。
○福田法務大臣 荻外荘の修理のために金が行つておるとは言つてはおられないのであります。そんな具體的なことは何も言つておらぬやうであります。ただ福田に金を渡したといふことは言つておられます。
○林(百)委員 どのくらい金です。覚えません。
○林(百)委員 そうすると大体福田に金を渡したといふことと、大蔵へ行つたこととがあるといふだけは、佐藤の調査に載つておるといふことを報告を受けておると私は解したします。
時間がありませんから次に移りますが、次は増田官房長官の問題であります。増田官房長官は二十二年の二月まで北海道の長官に在任しておつて、その際佐藤氏もまた北海道の実は鐵道協同組合の理事長をしておりました。ともに北海道におりました。當時佐藤が北海道におられる、北海道長官の増田氏から種々の便宜を受けた謝礼として、選挙資金名義で約六十万円の金、佐藤から増田へ献金されておるといふことが、參議院の法務委員会でも明らかになつておられるのであります。この点

